

(仮称) 川口市子ども計画の策定方針について

概要

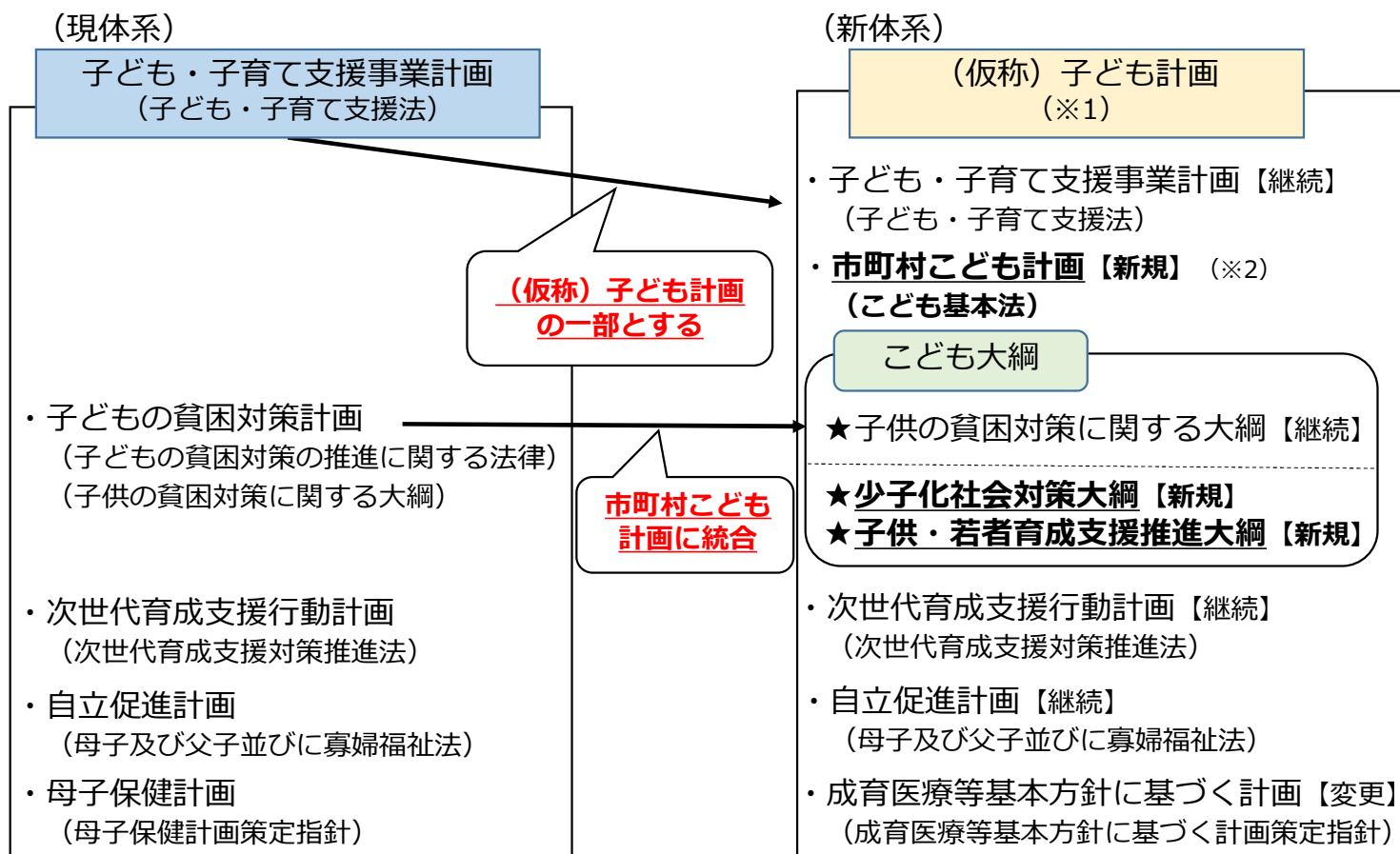
現在の「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了することから、次期計画を策定するもの。

なお、令和5年4月に施行されたこども基本法、及び同年12月に策定された「こども大綱」等を勘案して、市のこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めることが努力義務化されたことに伴い、これまでの本市の子ども・子育て支援事業計画の体系を見直し、新たに「(仮称) 川口市子ども計画」を策定するもの。

計画期間

令和7年度から5年間

計画体系



(参考) 子ども・子育て支援事業計画と市町村こども計画

(子ども・子育て支援事業計画)

各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制のほか、**子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施のために定めるもの**

(市町村こども計画)

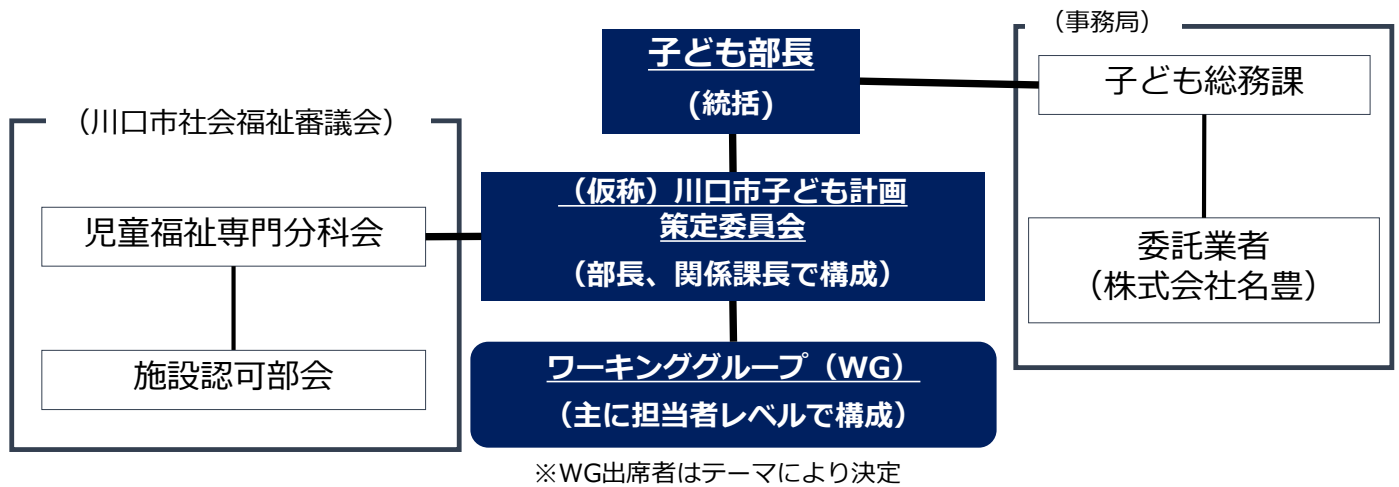
国のこども大綱（県がこども計画を定めている場合は当該計画を含む）**を勘案し、市町村におけるこども施策について定めるもの**

※こども：心身の発達の過程にある者（こども基本法第2条第1項）

こども施策：こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策（こども基本法第2条第2項）

(仮称) 川口市子ども計画の策定体制について

体制図



策定委員会構成員

- ・ 子ども部長 (委員長)
- ・ 子ども部
子ども総務課長 (事務局兼務)、
子育て支援課長、子育て相談課長、
保育運営課長、保育幼稚園課長、青少年対策室長
- ・ 市長室
政策審議員 (福祉保健担当)
- ・ 福祉部
福祉総務課主幹 (福祉相談支援担当)
- ・ 保健部
健康増進課長、地域保健センター長
- ・ 学校教育部
学務課長、指導課長

策定スケジュール

- 令和5年度
 - ・ ニーズ調査等の実施
- 令和6年度
 - ・ 4月30日 (本日)
計画の策定方針について
 - ・ 7月～10月頃 (この間、3回程度の会議開催を予定)
計画の施策体系について
量の見込みと提供体制について
計画素案について
 - ・ 12月頃
パブリック・コメントの実施
 - ・ 1月頃
パブリック・コメントの結果報告
 - ・ 3月末頃 計画策定

※国・県の動向等を踏まえ、
スケジュールに変更が生じる可能性あり